

# 仕様書（案）

## （企画提案時）令和 6 年 8 月 26 日 14 時修正

本仕様書は「福岡市観光プロモーション動画制作業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

### 1 件 名

福岡市観光プロモーション動画制作業務委託

### 2 業務の趣旨・目的

欧米豪旅行者や高付加価値旅行者に対し、福岡市内の観光の魅力を発信する動画を制作し、ターゲットに訴求する有力メディア等を活用してプロモーションを行うことで、福岡市の認知度向上を図るもの。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

### 4 業務の概要等

欧米豪旅行者や高付加価値旅行者の中でも、アメリカの Modern Luxury 層（※）をメインターゲットとし、実際の旅をイメージさせるような動画を制作すること。動画には、甲が令和 5 年度に造成済み、及び令和 6 年度に造成予定の高付加価値旅行者向け体験コンテンツ（概要は以下（1）に記載）や、福岡市内の宿泊施設、メインターゲットに訴求する福岡市及び福岡市近郊の観光コンテンツを取り入れること。また、制作した動画は、甲が保有するオウンドメディア（以下（2）に記載）への掲載のほか、メインターゲットに訴求するウェブメディア等を活用して広告配信を行い、福岡市の認知度向上につながるようプロモーションを行う。

※Modern Luxury 層：JNTO（日本政府観光局）が定義する富裕層（『費用制限なく満足度の高さを追求した高消費額旅行を行う市場』であること、定量・定性調査を基に『旅行先における消費額が 100 万円以上／人回』であること）のうち、20～30 代のミレニアルズを中心に拡大している、文化や独自性に重きを置く価値観を持ち、自分が興味・関心を持っているものに関しては徹底的にお金を使うが、自分が価値を見出していないものについてはお金を使わない志向の層。

#### （1）高付加価値旅行者向け体験コンテンツ

【令和 5 年度造成商品】 ※下記コンテンツは、販売途中で内容に変更が生じる可能性がある

##### ① シェフと鮮魚市場を訪れて食材探し&福岡の食文化を体感

###### 【内容】

市場を訪問し食材の仕入れを行う。シェフと食材を吟味しながらお客様と一緒に献立を検討する。仕入れた食材を活用して調理、シェフから料理の説明を受けながら鮭ランチを提供。

## ② 博多旧市街から屋台、クラフトサケブリュワリー800年の歴史を感じるバーホッピング

### 【内容】

博多旧市街の承天寺やうどん店、屋台等を回った後、お客様の好みに合わせてお茶×日本酒バー、クラフト日本酒ブリュワリー、スナックなど2～3軒を回る。

## ③ 福岡の伝統工芸、博多人形師中村人形の工房ワークショップ

### 【内容】

博多人形師（三代目 中村信喬さん、または四代目 中村弘峰さん）から博多人形の作り手の想いや、後世に繋いでいくための取組みなどの話を聞く。その後、博多人形師の技術を見せてもらいながら、ワークショップにて絵付けを実際に体験する。

## ④ 博多曲物のワークショップと曲物ランチピクニック

### 【内容】

筥崎宮近くの博多曲物 玉樹のショールームを訪問。十八代 柴田玉樹さんから博多曲物の歴史や作り手の想いや、後世に繋いでいくための取組みなどの話を聞く。その後、職人の技を見せてもらいながら、ワークショップにて曲物体験を行う。終了後、提携している飲食店が作った博多曲物に入れたランチボックスを受け取り、筥崎宮に参拝、境内または参道でランチピクニックをする。

### 【令和6年度造成商品】

食、伝統工芸、自然等をテーマに7コンテンツ造成予定であり、造成後に協議の上、動画に取り入れることを想定している。

## (2) 活用するオウンドメディア

### ① SNS

投稿先は、YouTube、Instagramとし、現在運用している以下のアカウントとする。

YouTube : fukuoka360 ([https://www.youtube.com/channel/UCqSeVpni3ITL\\_PbUCIRFw7g](https://www.youtube.com/channel/UCqSeVpni3ITL_PbUCIRFw7g))

Instagram : fukuoka360 (<https://www.instagram.com/fukuoka360/>)

### ② Web サイト

福岡市外国人向け観光情報サイト（以下「グローバルサイト」という）(<https://gofukuoka.jp/>)

### ③ デジタルサイネージ

交通結節点や市内各所に設置されたデジタルサイネージでの放映のほか、旅行博・観光セミナー等に出展した際の会場での放映を想定している。

## 5 業務の内容

### (1) 動画制作

#### ① 横型動画

ア ウェブメディアやデジタルサイネージでの放映を想定した横型の動画を制作すること。

- イ 制作本数は2～5分程度の長尺動画を1本、30秒程度の短尺動画を5本とする。長尺動画は短尺動画の総括となるような編集とすること。
- ウ 短尺動画は動画毎にテーマを設定（食や伝統、体験コンテンツに登場する人物等）し、各テーマに紐づくコンテンツを取り入れること。
- エ 4（1）に記載するコンテンツや宿泊施設等を動画内に取り入れ、実際の旅をイメージできる没入感のある動画とすること。なお、1つの動画に複数の体験コンテンツを入れても良いものとする。
- オ 動画の冒頭に、福岡市と主要な都市（東京、大阪など）との位置関係を、地図等を用いて示すシーンを入れること。
- カ アスペクト比16：9（1,920×1,080 px）、ファイル形式はMP4及びWMVとする。
- キ 放映するデジタルサイネージによっては、音声出力ができないことも想定されるため、音声がなくとも伝わるようビジュアルを意識して制作すること。
- ク 必要に応じてモデルやクリエイター等を起用すること。ただし、本事業終了後も継続的に動画を使用する予定であることから、出演者や協力者の肖像権等に関する調整を行い、完全フリーな動画を納品すること。

## ② 縦型動画

- ア SNS投稿用の縦型ショート動画（15～30秒程度）を5本制作すること。
- イ インフルエンサーを活用し、5（1）①で制作した横型動画とは異なる見せ方とすること。
- ウ 主にスマートフォンで視聴することを想定した、アスペクト比9：16（1,080×1,920px）、ファイル形式はMP4とする。
- エ 制作にあたっては、SNSの特性や視聴者行動を考慮し、誰が見ても分かりやすく、動画内容に関心がない人でも途中離脱せず最後まで視聴したくなるように、構成や編集などを工夫すること。特に冒頭2秒を重視して制作に取り組むこと。
- オ SNS投稿用の文案をショート動画毎に制作すること。拡散やフォロワーの増加に効果的な#（ハッシュタグ）を用いること。日本語及び英語での並記を予定（イメージはInstagram(@fukuoka360)の投稿を確認すること）していることから適切な分量となるよう意識すること。また、投稿するSNS媒体に応じて内容や分量を変更する方が効果的と思われる場合は、適宜調整を行うこと。
- カ アカウントや各投稿のインサイトを継続的に分析し、フォロワー外へのリーチ増やエンゲージメント率を高めるための改善を図るなど、PDCAサイクルを循環させ、より効果的な情報発信を行うこと。

## ③ 上記①、②に係る共通事項

- ア ターゲットの嗜好に合わせた動画を制作すること。
- イ 制作する動画全体を通して色編集や雰囲気、編集スタイルを統一すること。
- ウ 動画の雰囲気やコンセプトに合ったBGMを設定すること。ただし、横型動画については、5（1）①キに示す点に留意し、BGMありきの動画とならないよう設定すること。
- エ テロップは多用せずビジュアルでの情報発信を意識すること。テロップを挿入する場合は、観光スポットの名称等、必要最低限の情報に絞ること。なお、使用する言語は英語とし、ネイティブスピーカーによる確認を行うこと。
- オ テロップには視認性の高いフォント・色・サイズを使用すること。また、縦型動画に関して、SNS媒体によ

っては再生中に動画概要や「いいねボタン」等が画面上に表示されるため、それらと重ならないように視聴者目線で配置すること。

- カ 動画の視聴意欲を引き立てるようなサムネイルを制作すること。
- キ 福岡市の現在の魅力を伝えるため、原則として映像は新たに撮影することとするが、必要に応じて市と協議の上、既存動画や画像を活用することも可とする。なお、既存動画や画像を活用する場合の権利関係の許諾手続きは受注者において行い、使用料等についても見積額に含めること。
- ク 制作にあたっては、撮影日程のアポイントを含め、各施設・スポットに対する内容確認、Web サイトや SNS への掲載に関する一切の調整を行い、同意を得ること。
- ケ 特殊撮影（超高精細映像、ドローンの使用、タイムラプス撮影等）、CG やアニメーションとの組み合わせ等を必要に応じて活用して、視聴者の聴覚や視覚に訴える工夫を施すこと。
- コ 動画の完成までに、市による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。
- サ SNS への投稿及びデジタルサイネージへの放映手続きは甲にて行うものとする。

#### ④ 提案内容

- ・動画を制作するにあたっての方針やコンセプト等を提案すること。
- ・「食」をテーマにした横型動画（短尺）及び縦型動画の構成・絵コンテをそれぞれ1つずつ作成し提示すること。
- ・動画のトンマナを示すために、乙が制作した既存の動画で類似するものを提示すること。企画書には該当動画の URL を記載し、二次審査（オンラインプレゼンテーション）では該当動画を放映すること。
- ・動画の撮影から編集、納品までのスケジュールを記載すること。
- ・提案する内容と連動した KPI を提案すること。

### (2) 旅行メディア等を活用した広告配信

#### ① 広告配信内容

- ア 制作した動画を活用し、訪日旅行を検討しているメインターゲットに訴求する大手ウェブメディア上で広告配信を行うこと。ウェブメディアは複数でもよいものとする。
- イ LP は 4 (2) ②に示すグローバルサイトとする。
- ウ 広告からの流入数の計測を行うこと。
- エ 配信は可能な限り履行期間を通じて行うこと。動画の内容を踏まえた最適な時期で実施すること。

#### ② 提案内容

- ・広告配信の媒体（具体名）、内容（特徴や効果も含めて）、形式、実施計画を提案すること。
- ・LP への遷移率を高める効果的な策を提案すること。
- ・提案する内容と連動した KPI を提案すること。

### (3) 効果検証

再生回数、広告の表示回数、閲覧者の属性等を分析し、各配信期間の終了後に結果を報告すること。広告配信期間中であっても、分析の結果、見直しが必要であると判断した場合は、その都度協議の上見直すこと。また、広告配信

の設定については、この分析結果等を反映し、年度中においても適宜見直すこととし、広告配信の結果と合わせて改善点も提案すること。

#### (4) 自由提案

本仕様書に記載する事項以外に、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、予算内で提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

#### (5) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(3) の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

#### (6) 成果物

- ・動画データ形式（ショート動画はMP4形式、横型動画はMP4及びWMV形式）
- ・サムネイル画像データ形式（jpeg形式）
- ・SNS投稿文案（日本語及び英語、Word/Excelのように編集できる形式）
- ・報告書（PDF形式）

#### (7) 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課

#### (8) その他

- ① 事業者決定後に、動画構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。
- ② 本仕様書6以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ③ 各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。
- ④ 上記5の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ⑤ 当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

### 6 乙の責務

#### (1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

#### (2) 守秘義務

##### ① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わ

なければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

## ② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

## (3) 従事者の服務規律

### ① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

## 7 総括責任者及び各業務責任者の選任等

### (1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

### (2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、8(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

## 8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

### (2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

### (3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

### (4) その他

- ・契約方法にあたっては、甲とそれぞれ個別に締結するものとし、締結にあたってはそれぞれの契約規則等に則るものとする。
- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・委託契約金額には、出展料、通信費、燃料費、人件費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等業務に係る必要経費の一

切を含む。

- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含むは、甲に帰属する。

- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### (1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### (2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### (3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### (4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### (5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が

適用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

## 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、**福岡市西のゴールドデニール**実行委員会（以下「**市実行委員会**」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、**市実行委員会**の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、**市実行委員会**が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

## 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、**市実行委員会**の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

## 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、**市実行委員会**の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、**市実行委員会**の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

## 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、**市実行委員会**の指示に従い、**市実行委員会**に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

## 12 報告及び監査・検査の実施

**市実行委員会**は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

### 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市実行委員会に報告し、市実行委員会の指示に従わなければならない。

### 14 事故等発生時の公表

市実行委員会は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

### 15 契約の解除

市実行委員会は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市実行委員会は其の責めを負わないものとする。